

国民健康保険保険証の一斉更新のお知らせ

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

現在使用されている国民健康保険保険証の有効期限は7月31日(月)です。新しい保険証(灰色)は、7月中旬以降に世帯主様あての特定記録郵便で送付します。

保険証が届いたら、記載内容に誤りがないかをご確認いただき、8月1日(火)からお使いください。古い保険証は、8月1日以降に裁断等により各自で処分してください。

●社会保険に加入しているのに保険証が届いた場合

現在、社会保険の保険証を使っているという方は、国保喪失手続きが必要です。お早めに保険健康課(役場1階3番窓口)または神泉総合支所までお越しください。

【お持ちいただくもの】

- 国民健康保険保険証
- 会社等から交付された保険証
- 本人確認書類(免許証等)
- 個人番号を確認できる書類

●マイナンバーカードの保険証利用申込みの支援について

令和3年10月20日からマイナンバーカードの保険証利用が始まりました。保険健康課では、マイナンバーカードをお持ちの方に、利用申込みの支援を行っています。希望される方は保険健康課までお越しください。

【必要なもの】

- マイナンバーカード
- 利用者証明用パスワード(数字4桁)



ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

国民年金保険料免除等の申請について

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が全額もしくは一部免除、または納付猶予になります。

令和5年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付が7月1日から始まります。対象期間は令和5年7月から令和6年6月までです。申請時点から2年1か月前までの期間についてさかのぼって申請することができますので、未納期間がある方は早めの手続きをお願いします。

申請は原則毎年必要ですが、全額免除または納付猶予が承認された方は、申請時に次の申請期間(翌年)以降も引き続き免除を希望していれば、毎年の申請が不要になる「継続審査」の対象となります。

※失業に伴う免除申請の際には雇用保険被保険者離職票等の添付書類が必要となる場合があります。詳細はお問合せください。

- 問合せ
- 熊谷年金事務所 048-522-5012
- 保険健康課 0495-77-2113
- 地域振興課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。
予約受付専用番号 **0570-05-4890**

後期高齢者医療保険証等の更新のお知らせ

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

現在使用されている後期高齢者医療保険証と限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日(月)となっています。

●新しい保険証の送付

新しい保険証(緑色)は、7月中旬に特定記録郵便で郵送します。

8月1日(火)以降に医療機関を受診する場合は、新しく交付される保険証を使用してください。また、古い保険証は、確実に裁断するなどの処分をお願いします。



●限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

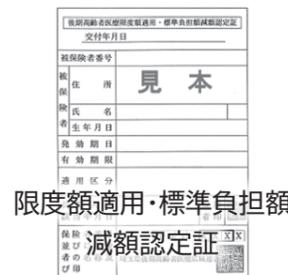
限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関へ提示することで、同じ医療機関での1か月の一部負担金額を自己負担限度額までに抑えることができます。

- ・「限度額適用認定証」該当者…現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ該当の方
 - ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」…低所得者Ⅰ・Ⅱ該当の方
- 認定証の交付には申請が必要です。保険健康課へ申請してください。

【申請に必要なもの】

- 後期高齢者医療被保険者証
 - 本人確認書類(免許証等)
 - 個人番号を確認できる書類
- ※代理人が申請する場合、代理人の方の本人確認書類をお持ちください。

また、前年度に認定証を申請された方で、本年度も引き続き対象となる方には認定証を郵送します。新しく認定証の交付を受ける場合には事前に手続きをお願いします。



●所得区分と限度額について

課税区分	所得区分	限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯合算)
課税世帯	現役並み所得者Ⅲ(現役Ⅲ) 課税所得690万円以上の方	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	
	現役並み所得者Ⅱ(現役Ⅱ) 課税所得380万円以上690万円未満の方	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	
	現役並み所得者Ⅰ(現役Ⅰ) 課税所得145万円以上380万円未満の方	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	
課税世帯	一般Ⅱ 自己負担割合2割の方	18,000円または【6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10%】 のいずれか低い方を適用	57,600円
	一般Ⅰ 現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得該当に該当しない方	18,000円	
非課税世帯	低所得者Ⅱ(区分Ⅱ) 同じ世帯の全員が住民税非課税である世帯の方	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ(区分Ⅰ) 同じ世帯の全員の所得が0円(年金の場合は年金収入80万円以下)である世帯の方	8,000円	15,000円